

和 職 第 1 4 4 号
令和5年1月12日

和光市特別職報酬等審議会会長 様

和光市長 柴崎 光子

特別職の期末手当の改定に関する意見について（依頼）

市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の改定について、下記のとおり、貴審議会の意見を求めます。

記

1 意見を求める事項

市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率を一般職の期末・勤勉手当の支給率と連動して改定することについて

2 意見を求める理由

市議会議員並びに市長、副市長及び教育長（以下「特別職」）の期末手当については、和光市特別職報酬等審議会条例上、貴審議会の所掌事務とはなっていませんが、これまで議員報酬、給料と同様に、会議開催の都度、審議会の意見を求めています。

貴審議会の前回答申（平成29年8月21日付、「特別職の報酬等について（答申）」）においても、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長（以下「特別職」）の期末手当について、「特別職の期末手当の支給率を一般職の期末・勤勉手当の支給率と連動して改定することについては、条例上、特別職の期末手当は、審議会の所掌事項になっていませんが、報酬と一体のものとして捉え、市民のチェックが働くよう、改定に際しては、引き続き、審議会に諮るよう求めます」との意見を頂戴しております。

また、和光市議会議長から、令和4年11月7日付け和議第66号の依頼文書において、期末手当の支給割合を人事院勧告に準じた支給割合となるよう見直しを求められていることから、期末手当の改定について、貴審議会の意見を伺うものです。